

鶴岡市農業委員会第 23 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 1 0 月 1 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐 一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	1 番 五十嵐 覚委員 8 番 石塚 治己委員 2 番 原田 政幸推進委員 3 番 齋藤 潤子推進委員 8 番 長谷川 浩之推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 鶴岡分室調整主任 齋藤 智博 温海分室専門員 内山 晋也
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届は 1 番 五十嵐 覚委員 8 番 石塚 治己委員 2 番 原田 政幸推進委員 3 番 齋藤 潤子推進委員 8 番 長谷川 浩之推進委員です。 遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 23 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、5 番 阿部 元成委員、6 番 吉住 喜之委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。  それでは報告事項に入らせていただきます。  報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について  報告第3号 農地の転用事実に関する照会について  を事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について》
	(説明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
議長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議長	<p>それではないようですのでこれより議事に入ります。  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	ありがとうございました。では現地調査について担当委員の報告をお願いします。
事務局	<p>鶴11.12の件については賃借人への譲渡ということで受人は変わらないので現地調査の省略しております。鶴13の案件につきましては所有者の隣接者に耕作者を頼んだということで、こちらも所有者が耕作状況を把握したうえで当然貸すわけですので、改めて調査は必要ないと省略しております。</p>
議長	<p>わかりました。ただいまの事務局の説明により現地調査は行っておりません。  それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。</p>
	(発言者なし)
議長	<p>ないようですので質疑を終結し採決を行います。  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議長	<p>はいありがとうございました。全員賛成により議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。  続きまして議案第2号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明額(農地法第5条)について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(説明)《議案第2号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明額(農地法第5条)》
議長	それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。5番 阿部 元成委員。
5番委員	<p>5番の阿部です。去る10月5日菊地推進委員と齋藤さんと3人で現地調査に行ってきました。この場所は土地改良事業が未施工で住宅化の状況が著しい住宅、またはその事業に要する施設だとか連たんしている場所です。西側の住宅、宅地と一括売却となっております。北と南が畑で東が山林となっております。当該地の中央に養蜂用の巣箱を設置し、周辺に採蜜のためにヘアリーベッチという植物を植栽し、事業する内容で提出されております。周囲に農地の営農への支障はないものと考えられます。よって5条2号各案の不許可要件にはあたらないと判断してまいりました。以上です。</p>

議 長	はいありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	それではないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明額(農地法第5条)について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	ありがとうございました。全員賛成により議案第2号 農地の競売(公売)に対する買受適格証明額(農地法第5条)については原案通り決しました。 続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(説明)《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議 長	それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。5番 阿部 元成委員。
5番委員	<p>5番阿部です。鶴14の民田の案件ですが、こちらは陸砂利採取のための賃借権設定で農振農用地でありますが一時的転用のため、不許可の例外に該当するようです。</p> <p>今回の申請は来月より一年間の陸砂利採取でこれまでも周辺農家とのトラブルもなく陸砂利採取を行ってきた実績から5条2号の各号不許可要件にはあたらないと判断してまいりました。8月16日付で砂利対策会議のほうで砂利採取について支障のない旨、書面決議しております。</p> <p>続いて鶴15の我老林の件ですが、この場所は市街化区域に隣接する集落内で小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判定されます。近隣の事業者が運営する保育園の運動場・砂場・駐車場などとして整備するもので、立地条件も他に代えがたく許可相当と判断されます。現況は稲が教育の一環として稲杭に天日乾燥されておりましたし、農業設備など置いてはありましたけれども、一形成農地と判断される場所でありました。事業内容から周辺農地への営農の支障はないと考えられますので5条2号各号の不許可要件にはあたらないと判断されます。</p> <p>鶴16につきましては滝沢地内の農用地の山林にはさまれた生産性の低い農地であります。今年の2月22日付で農振農用地から除外された農地で令和3年10月部会で異議なしとの回答を受けております。また申請人の実家が東の方に隣接しており、結婚を機会に親元の近くに住宅を構えるということで、立地条件も他に代えがたく許可相当と判断されます。土地改良区の下承も得ていて周辺農地への支障もないと考えられますので5条2号各号の許可要件には当たらないと判断されます。以上です。</p>
議 長	ありがとうございました。それでは審議には入りません。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	それではないようですので質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を願います。
	(全員賛成)
議 長	はいありがとうございました。全員賛成により議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局より説明をお願いいたします。
	(説明)《議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
事 務 局	ありがとうございました。なお、この農用地利用集積計画(案)は10月12日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。それでは審議には入りません。質疑のあるかたは挙手を願います。

	(発言者なし)
議 長	それではないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を願います。
	(全員挙手)
議 長	はいありがとうございました。全員賛成により議案第 4 号農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 続きまして議案第 5 号 非農地証明願についてについて事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(説明)《議案第 5 号 非農地証明願について》
議 長	ありがとうございました。それでは現地調査について担当委員の報告をお願いします。5 番阿部元成委員。
5 番委員	5 番阿部です。鶴 1 の岡山の件ですがこちらは前所有者で申請人の父であります■ ■という方が昭和 35 年以降に無許可で豚舎を建てたものだそうです。現在は不使用、その名の通り何もない建物だけが残っています。無許可で建てたものですから現在も水利費を収めているようで、これをなんとか是正したいということで、土地改良区に届を出し賦課金の清算を行うため証明を申し入れたものだそうです。 鶴 2 については藤沢から入って行って本当に山奥で農地があるのだろうか心配になるようなところですが、地図で見たらありましたし、この場所は 50 年以上前に杉を植林した土地でありまして、このたび買受を希望する者がいたため、売却し法務局に所有権移転登録を申請しようとしたところ、登記法地目が農地となっている当該地について、法務局より、農業委員会の非農地証明を求められたそうです。杉が植えてあって山林という感じでした。以上です。
議 長	はいありがとうございました。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	それではないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第 5 号 非農地証明願について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	ありがとうございました。全員賛成により、議案第 5 号 非農地証明願については原案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了しました。 これを持ちまして第 23 回西部農地部会を閉会します。次回は 11 月 11 日(金)午後 1 時 30 分より藤島庁舎で行います。鶴岡地域の現地調査は 11 月 2 日(水)6 番吉住喜之委員、10 番野村仁推進委員です。よろしく願います。お疲れさまでした。
	閉 会 午後 2 時 0 3 分

議 長 \_\_\_\_\_ 佐藤 康弘 \_\_\_\_\_

議 事 録

署名委員 \_\_\_\_\_ 阿部 元成 \_\_\_\_\_

議 事 録

署名委員 \_\_\_\_\_ 吉住 喜之 \_\_\_\_\_